一、運轉手十一名（二十四名中）は即時復社せしめ他は相
當期間内に漸次復社せしむ

分は爭議團より指名せしむること
二、殘りの運轉手入社期間は八月十日とし其間生活費用と
して給料の半額支給のこと
三、爭議費用會社負擔のこと
四、制服制帽代金は會社負擔のこと
五、運轉手食事場所は自由とすること
六、病氣缺勤に依る解雇絶對反對
七、車掌の給料三圓を五圓とすること
之に對して會社側に於ては主謀者解雇の意嚮を有し態度
頗る强硬にして、二十五日臨時株主總會を開催對策協議
の結果は次の如く、

財團法人 協調會福岡出張所

財團法人 協調會福岡出張所